

移動支援事業所 各位

茨木市健康福祉部障害福祉課
課長 河原 勝利

新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて（通知）
（その 2）（第 2 報）

令和 2 年 4 月 7 日、国が新型コロナウイルスの感染拡大を受け、大阪府に対して特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、大阪府が不要不急の外出を控えるよう府民に自粛要請を行ったことに伴い、令和 2 年 3 月 13 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」に則り、令和 2 年 4 月 8 日付け茨障第 252 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」を発出したところですが、緊急事態宣言の延長に伴い対象期間を次のとおり延長いたします。

記

1 厚生労働省の通知（抜粋）

問 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、移動支援による外出を予定していた障害者等が、外出時間を短縮したり、やむを得ず外出を自粛せざるを得ない場合に居宅等において、外出時同様に飲食や安全確保等の必要な支援を行った場合、移動支援を実施したものと取り扱ってよろしいか。

（答え）

当該地域で新型コロナウイルスの感染症が確認されており、利用者に感染するおそれがある場合等であって、他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえた上で、実施主体である市町村が必要と判断した場合には、居宅等での支援についても移動支援を実施したものと取り扱って差し支えない。

2 茨木市の取扱い

（1）対象要件

本市においては、国の緊急事態宣言、府の緊急事態措置に伴い府民に外出自粛を要請したこと等により移動支援のサービス提供ができない場合には、急な他の障害福祉サービス等の提供体制（重度訪問介護や居宅身体介護への代替措置）確保は困難と判断されることから、利用者の意向や生活状況等を踏まえた上でサービス提供が必要と事業所において判断した場合には、居宅等での支援についても

移動支援を実施したものとして取り扱って差し支えないものとする。

ただし、支援の適用については、既に決定している支給量の範囲内とする。

(2) 対象期間

令和2年4月13日(月)から5月31日(日)

(問合せ先)

茨木市障害福祉課認定給付係
外線 072-620-1636 (直通)